

整理番号 4-1

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

|      |   |     |             |
|------|---|-----|-------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報種費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |             |
| 内容   | 令和2年4月分 事務所賃借料及び送金手数料                               |     |             |
| 年月日  | 令和2年3月24日~令和  | 年月日 | 金額 50,220 円 |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 目的                   |  |
| 使途                   |  |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 |  |

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

|  |          |       |
|--|----------|-------|
| お取扱日                                       | 店番       | お取引内容 |
| 02-03-24                                   | 23003    | 通帳送金  |
| 記号   | 番号       |       |
| *****                                      |          |       |
| 取扱番号                                       | お取引金額    |       |
| N094                                       | *100,000 |       |
|  | 残高       |       |
|  |          |       |
| 清水銀行<br>藤枝駅西支店<br>普通 2215815<br>カ) マルトシアオキ |          |       |
| 送金料金                                       | *440円    |       |
| 振込予定日                                      | 02-03-24 |       |
| サノ アイコ                                     |          |       |

ご利用いただきましてありがとうございました。  
ゆうちょ銀行

|                      |           |        |               |
|----------------------|-----------|--------|---------------|
| 按分の理由                | 領収書金額(a)  | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動、後援会活動<br>で使用のため | 100,440 円 | 1/2    | 50,220 円      |
|                      |           | %      |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-2

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

|      |  |    |         |
|------|--|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |         |
| 内容   | 月間『ガバナンス』購読料   |    |         |
| 年月日  | 令和2年4月1日～令和 年 月 日 $\frac{1}{16}$                     | 金額 | 9,720 円 |

|   |                              |
|---|------------------------------|
| 目的  | 各種情報収集と研究                    |
| 使途  | 購読料 (2020年4月から2021年3月)       |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性  | 政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する |
| <p>《領収書貼付枠》 令和元年 令和4年<br/>購読期間が3年間 (2019年9月～2022年8月) のため、各会計期間ごと按分し計算根拠を添付する</p> <p>※ 雑誌の総額：29,160円 (払込：令和2年1月16日)</p> <p>令和2年(2020年)4月～令和3年(2021年)3月分の請求額</p> $29,160 \text{円} \times \frac{12}{36} \text{月} = 9,720 \text{円}$ |                              |

| 按分の理由                | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|----------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかる<br>ものである。 | 9,720 円  | ✓      | 9,720 円       |
|                      |          | 100 %  |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 4-3

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

|      |  |    |         |
|------|--|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |         |
| 内容   | 月間『婦人通信』購読料及び送料                                    |    |         |
| 年月日  | 令和2年4月1日～令和 年 月 日                                  | 金額 | 3,489 円 |

|                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| 目的                   | 各種情報収集と研究                    |
| 使途                   | 購読料 (2020年4月～2020年12月まで)     |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | 政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する |

《領収書貼付枠》

購読期間が2020年1月～12月のため各会計期間ごと按分し計算根拠を添付する  
(令和2年)

※ 雑誌の総額 : 4,500円 + 152円 (手数料) (払込: 令和2年1月16日)

令和2年(2020年)4月～12月分の請求額

$$4,652円 \times \frac{9}{12} = 3,489円$$

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 3,489 円  | 100 %  | 3,489 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2019年11月2日

426-0132  
静岡県藤枝市  
本郷286

佐野愛子 様

No. [REDACTED]

いつも月刊『婦人通信』をご購読いただき、ありがとうございます。誌代終了のご案内をさしあげます。  
お振込みいただきました購読料が下記のように終了となりますので、継続してのご購読をどうぞよろしくお願い  
いたします。年間購読料は、4,500円、半年間の購読料は2,250円となっております。ご無理のないように  
お送りください。送金方法は、同封の振込用紙、郵貯の通帳間送金やみずほ銀行(新宿南口支店・普通  
1016460、口座名「日本婦人団体連合会」)、または、代金分の切手をお送り下さい。  
なお、中止なさる場合は早めにご連絡を下さい。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

**お預かりしている誌代は12月号分迄です。引き続き、ご購入をお願いいたします。**

No. [REDACTED]

426-0132

藤枝市本郷286  
佐野愛子 様

### ご利用明細票

|                                      |         |           |
|--------------------------------------|---------|-----------|
| お取扱日                                 | 店番      | 取扱番号      |
| 02-01-16                             | 23003   | A93210014 |
| 取扱店                                  | ワジエタ    |           |
| 払込口座                                 | 00100-2 | 74431     |
| 払込金額                                 | *4,500  | 料金 *152   |
| 振替受付票                                |         |           |
| 001002                               |         |           |
| 74431                                |         |           |
| 婦人通信編集部                              |         |           |
| 金額 4,500                             |         |           |
| ご依頼人 佐野愛子                            |         |           |
| 記号番号 *****                           |         |           |
| "あんしん" & "べんり" な<br>スマホ決済アプリ ゆうちょPay |         |           |

振替受付票  
払込みの証拠と  
なるものですか  
ら大切に保存し  
て下さい。  
料金には、消費  
税等が含まれて  
います。  
(ゆうちょ銀行)

整理番号 4-4

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

|      |                               |     |         |
|------|-------------------------------|-----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費                     |     |         |
| 内容   | 会費及び送料 NPO 法人くすり・たべもの・からだの協議会 |     |         |
| 年月日  | 令和2年4月1~令和 年 月 日              | 6/6 | 金額 268円 |

|              |   |
|--------------|---|
| 会の趣旨・目的      | 健康寿命の延伸を実現するため、薬や食べ物に関する正しい知識を普及させ豊かな生活の構築に寄与する |
| 会の活動内容等      | 健康に関し広い分野における様々な情報を講演会や講座等を介して発信する              |
| 政務活動・県政との関連性 | 県民の健康推進施策として総合計画等への提案に役立てる                      |

《領収書貼付枠》

事業年度令和1年5月1日から令和2年4月30日のため  
令和2年4月分を請求する  
3,216円×1/12月=268円

ご利用明細票

|  |          |       |
|--|----------|-------|
| お取扱日   | 店番       | お取引内容 |
| 01-06-06   | 23003    | 通帳送金  |
| 記号   | 番号       |       |
| *****  |          |       |
| 取扱番号   | お取引金額    |       |
| N072   | *3,000   |       |
|  | 残高       |       |
|  |          |       |
| スルガ銀行<br>草薙支店<br>普通 3473774<br>トクヒ、クスリタベモノカラダノキョウキカイ |          |       |
| 送金料金   | *216円    |       |
| 振込予定日  | 01-06-06 |       |
| サノアイコ  |          |       |

※ 添付書類：団体の会則、事業概要、その他 (定款)

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

| 按分の理由           | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである | 268円     | ∕      | 268円          |
|                 |          | 100%   |               |

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証 (個人)

佐野 愛子 様

|      |           |
|------|-----------|
| 領収金額 | ¥ 3,000.- |
|------|-----------|

(うち消費税額等)

但 令和元年度 年会費として¥3,000.-

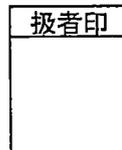
上記正に領収いたしました

令和1年6月6日

静岡県静岡市清水区中之郷二丁目14番9号

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの

理事長 山 田 静 雄



## 特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、社会が高齢化する中、国民の健康寿命の延伸を実現するべく、広く市民に対して、「くすり」と「たべもの」の研究及び啓発等に関する事業を行い、もって健康な「からだ」を作り、豊かな生活の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 災害救援活動
- ⑤ 国際協力の活動
- ⑥ 科学技術の振興を図る活動
- ⑦ 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 薬と食による健康寿命の延伸に資する学術研究及びそれらの啓発のための支援事業
- ② 国内外の学術集会の開催及びその支援事業
- ③ 健康科学に対する教育支援事業
- ④ 健康科学に関わる人材の育成支援事業
- ⑤ 研究者の海外からの招聘事業、研究者の海外への派遣事業その他の

国際交流支援事業

- ⑥ 公開市民講座の開催その他の健康科学の普及啓発事業
- ⑦ 災害時の医療従事者の派遣その他の救援支援事業
- ⑧ 食品及び医薬品の安全に関する情報の発信事業
- ⑨ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- ① 正会員  
当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 協力会員  
当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 当法人に入会しようとする者（以下「入会申込者」という。）は、理事長が定める入会申込書により、理事長に入会を申し込むものとする。
- 2 理事長は、入会申込者の入会を拒否すべき正当な理由がある場合を除き、入会申込者の入会を認めなければならない。
  - 3 理事長は、入会申込者の入会を拒否するものと決したときには、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者に対し、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金等（入会金及び会費をいう。以下この条で同じ。）を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員に以下に定める事由がある場合には、理事長はその会員の入会金等の納入を免除することができる。この場合には、会員は事由を証明する書面その他理事長の求める書面を提出しなければならない。
    - ① 会員が学生又は生徒である場合
    - ② 会員が震災、火災、水害その他の災害のため入会金等の納入が困難である場合
    - ③ 会員が傷病のため入会金等の納入が困難な場合
    - ④ 会員が生活保護法に基づく保護その他の公的扶助を受けている場合
    - ⑤ 前各号のほか、入会金等の納入が困難であると理事長が認める場合

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 個人である会員が死亡したとき。
- ③ 団体である会員が解散（合併による解散を除く。）したとき。
- ④ 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- ① 法令及びこの定款に違反する行為をしたとき。
  - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 1名以上2名以内
- ③ 理事（理事長及び副理事長を含む。） 3名以上20名以内
- ④ 監事 1名以上

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事長及び副理事長の選任に関する細則は、別に理事会で定める。
- 4 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になるこ

とができない。

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれることになってはならない。

7 役員のうちには、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (役員職務)

第15条 理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を管理し、あらかじめ理事会で定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

4 監事は次の職務を行う。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② 当法人の財産の状況を監査すること。

③ 前各号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

⑤ 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限って、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第13条に定める最少の役員数を下回る場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

#### (役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数（定数に上限と下限の定めがある場合には、定数の下限）の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
  - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
  - ③ 前各号のほか、やむを得ない事由があると認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を支給することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会で別に定める。

第5章 顧問及び相談役

第20条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会の議決により理事長が委嘱する。
- 3 任期その他の顧問及び相談役に関する細則は、別に理事会で定める。

第6章 総会

(総会の種別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算の決定
- ⑤ 事業計画及び活動予算の変更
- ⑥ 事業報告及び活動決算

- ⑦ 役員を選任又は解任、職務並びに報酬
- ⑧ 顧問及び相談役の選任及び解任
- ⑨ 会員の除名
- ⑩ 入会金及び年会費の額
- ⑪ 借入金(その事業年度内の収益をもって弁済する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑫ その他当法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、6月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- ② 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 総会の運営に関する細則は、別途総会で定める。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内を期日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第29条 会員の表決権は、平等とする。

- 2 団体である正会員は、総会に、その代表者が出席するものとする。ただし、代表者が出席できない場合には、あらかじめ届け出た役員又は職員を出席させることができる。
- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員に代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
  - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合については、その数を付記することを要する。）
  - ③ 審議事項
  - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。
- ① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - ③ 総会の決議があったものとみなされた日
  - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事全員をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事務局の組織及び運営に関する事項
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
  - ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
  - ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事会の運営の細則に関しては、理事会において別途定める。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内を期日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の了解がある場合はこの手続を省略することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知されていない事項であっても、災害への対応その他緊急を要する事

項については、理事会で議決することを妨げない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記することを要する。)

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

⑥ 前条の規定に基づいて理事会の決議があったものとみなされた場合には、その旨

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選出された2名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定に基づいて理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 当法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 入会金
- ③ 会費
- ④ 寄附金品
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ 事業に伴う収益
- ⑦ その他の収益

### (資産の管理)

第41条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が定める。

### (会計の原則)

第42条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

### (事業計画及び活動予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

- 2 前項の規定に基づいて執行された収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設ける。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、総会において既定の予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関わる書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 当法人が解散したとき（第1項第4号及び第5号の場合を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が、解散（前条第1項第4号及び第5号の場合を除く。）した

ときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第53条 当法人の公告は、当法人の掲示板に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

第11章 事務局

第54条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第12章 雑則

第55条 この定款の施行に際し必要な細則は、理事会の議決により定める。

附 則

(施行日)

第1条 この定款は、当法人の設立の日から施行する。

(初年度の役員)

第2条 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 山田 静雄

副理事長 影山 慎二

理事 伊藤 由彦

理事 木村 緑

理事 速水 慎介

監事 賀川 義之

2 設立当初の役員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、当法人の設立の日から平成28年6月30日までとする。

(初年度の事業年度)

第3条 当法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、当法人設立の日から平成27年4月30日までとする。

(初年度の事業計画及び活動予算)

第4条 当法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

(初年度の入会金及び年会費)

第5条 当法人の設立当初の入会金は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 個人である正会員 金2,000円
- ② 団体である正会員 金10,000円
- ③ 協力会員 金1,000円

2 当法人の初年度の事業年度における年会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 個人である正会員 金3,000円
- ② 団体である正会員 金20,000円
- ③ 協力会員 金1,000円

附 則

変更後の定款は、平成27年3月15日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成27年 7 月 9日から施行する。

整理番号 4-5

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

|      |   |    |          |
|------|---|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |          |
| 内容   | FMしまだコーナー料及び送金手数料                                 |    |          |
| 年月日  | 令和2年4月3日~令和 年 月 日                                 | 金額 | 49,720 円 |

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 目的           | 定期的に県政、地域情報を報告する            |
| 使途           | 令和2年3月分コーナー料及び送金手数料         |
| 政務活動・県政との関連性 | 政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる |

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

|            |          |       |
|------------|----------|-------|
| お取扱日       | 店番       | お取引内容 |
| 02-04-03   | 23003    | 通帳送金  |
| 記号         | 番号       |       |
| *****      | *        |       |
| 取扱番号       | お取引金額    |       |
| N087       | *49,500  |       |
|            | 残高       |       |
|            |          |       |
| 島田掛川信用金庫   |          |       |
| 島田本店営業部    |          |       |
| 普通         | 916955   |       |
| か) エフエムシマダ |          |       |
| 送金料金       | *220円    |       |
| 振込予定日      | 02-04-03 |       |
| サノアイコ      |          |       |

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

|                 |          |        |               |
|-----------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由           | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかるものである | 49,720 円 | 100%   | 49,720 円      |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 4-6

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 005

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

|      |   |          |             |
|------|---|----------|-------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |          |             |
| 内容   | 自動車リース代 (令和2年4月分)                                     |          |             |
| 年月日  | 令和2年4月6日～   | 令和 年 月 日 | 金額 28,998 円 |

|   |       |
|---|-------|
| 目的  | _____ |
| 使途  | _____ |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性  | _____ |
| <p>《領収書貼付枠》</p> <p>*月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額 (57,996 円) に 1/2 を乗じた額を充当する<br/>計算根拠を別紙添付する</p> |       |

| 按分の理由     | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------|----------|--------|---------------|
| 活動費と私用で按分 | 57,996 円 | 1/2    | 28,998 円      |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

画面ID : BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

05月29日 09時38分時点

照会条件を変更する

(全14件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

| 番号  | 日付           | 取引 | お引出金額   | お預入金額 | 差引残高 | 摘要    |
|-----|--------------|----|---------|-------|------|-------|
| 001 | 2020年04月06日分 | 出金 | 68,726円 |       |      | おカマ付込 |

05月29日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

自動車リース料の活動費充当額計算根拠

リース料総額 A 4,123,560P (68,726円/月 60回)別紙リース料参照

対象外経費計 B ▲643,770円 1+2+3+4

経費計算

対象外経費 1 重量税 ▲24,600円

" 2 任意保険料 ▲388,620円

" 3 メンテナンス料 ▲300,000円

対象経費 4 エンジンオイル料 69,450円(メンテナンス料の内、対象経費にあたるエンジンオイル料を調整)

対象経費 C 3,479,790円 A+B

月額リース相当額 C÷60回 57,996円

ひと月活動費充当額1/2 28,998円 ✓



整理番号 4-7

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーキー

支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

|      |  |     |            |
|------|--|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |            |
| 内容   | 事務所電気料 (令和2年4月請求分)                                   |     |            |
| 年月日  | 令和2年4月15日~令和   | 年月日 | 金額 6,550 円 |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 目的                   | _____ |
| 使途                   | _____ |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | _____ |

《領収書貼付枠》

| 年月日     | 取扱い          | お振り金額 | お支払金額  | 現在尚引当あり |
|---------|--------------|-------|--------|---------|
| 2-04-15 | (チュウブ デンリョク) | 電気    | 13,100 |         |

|                      |          |        |               |
|----------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由                | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動、後援会活動で<br>使用のため | 13,100 円 | 1/2    | 6,550 円       |
|                      |          | %      |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

金後納  
郵便

426-0037

静岡県 藤枝市 青木 2丁目 18-5  
青木テナントビル 1-C

ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所 様



( ) AQ0101 05282

親展 電気料金等領収証

中部電力ミライズ株式会社

担当窓口：掛川

掛川市中央1-5-8

0570-048-155

※お電話はカスタマーセンターで承ります。

ここからゆっくりとはがしてご覧ください。

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

毎度お引立ていただきありがとうございます。  
令和2年4月分の電気料金を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

|           |                                 |             |
|-----------|---------------------------------|-------------|
| 振替年月日     | 合計領収金額                          | 消費税等相当額(再掲) |
| 令和2年4月15日 | 13,100円                         | 1,190円      |
| 指定口座      | 口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。 |             |

領収金額の内訳

| お客さま番号               | 旧程 | 契約種別                    | 領収金額  | 精算額等 | 初回引落割引額  | 記事 |
|----------------------|----|-------------------------|-------|------|----------|----|
| おなまえ                 | 容量 | ご使用量 kWh/m <sup>3</sup> | 円     | 円    | 円        |    |
| おとくプラン               |    |                         |       |      |          |    |
| ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所 | 60 | 263                     | 7,607 | 775  | -5,500   |    |
|                      | A  |                         | 691   |      | -9,073.5 |    |
| ビジとくプラン              |    |                         |       |      |          |    |
| ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所 | 3  | 149                     | 5,493 | 439  | -5,140.5 |    |
|                      | kW |                         | 499   |      |          |    |

◎ごあんない、お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。  
◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。  
月分、金額を修正したものは無効でございます。

中部電力ミライズ株式会社

印紙税申告納付につき名古屋東  
税務署承認済

作成地 名古屋東区東新町

整理番号 4-8

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

|      |                            |     |            |
|------|----------------------------|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費                  |     |            |
| 内容   | 令和2年度静岡県精神保健福祉協会 会費及び送金手数料 |     |            |
| 年月日  | 令和2年4月17日~令和               | 年月日 | 金額 1,110 円 |

|              |  |
|--------------|--|
| 会の趣旨・目的      | 保健福祉思想の普及を図り、精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与する |
| 会の活動内容等      | 各種こころの健康づくりに関する講演会、アート展など              |
| 政務活動・県政との関連性 | 会員との意見聴取、意見交換を通じて精神保健福祉の課題を提言する        |

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則、細則・事業概要・その他（

しずおか焼津信用金庫 キャッシュサービスご利用票

毎度ご利用いただきましてありがとうございます。  
 ただし、お取引いただきました明細は下記の通りですでお確かめください。

ご利用年月日 02年04月17日 取扱金庫・店番一振番通番 15010277-0005  
 カード発行金融機関一店番一口座番号

|       |       |        |              |
|-------|-------|--------|--------------|
| お取引内容 | お振込   | お取引金額  | ¥1,000*      |
| 振込額   | ¥110  | お取引後残高 | ¥0*          |
| 取引時間  | 11:10 | ページ    | 001000000000 |
| 硬貨    | ¥110  | おつり    | ¥9,000       |

振込依頼内容  
 しずおか焼津信用金庫  
 小黒支店  
 普通 0217377  
 受取人 シズオカケンセイシヨクケンサク  
 シヨク  
 依頼人 サノアイロ 様  
 TEL 054-689-0197

地域の未来によりそう  
 しずおか焼津信用金庫  
 (裏面をご覧ください)

印紙税申告納付につき静岡税務を必ず済ませてください

| 按分の理由           | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである | 1,110 円  | 100%   | 1,110 円       |

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

佐野愛子

様

No. 5

★ 円 1,000-

但令和2年度 静岡県精神保健福祉協会 会費

令和 2 年 4 月 17 日 上記正に領収いたしました

|    |    |          |
|----|----|----------|
| 内訳 | 税率 | 金額(税抜税込) |
|    | %  | 消費税額等    |
|    | 税率 | 金額(税抜税込) |
|    | %  | 消費税額等    |

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ:1097

〒422-8031

静岡市駿河区有明町2-20

静岡県静岡総合庁舎 別館

静岡県精神保健福祉協会



令和2年度静岡県精神保健福祉協会会費請求書

金 1,000 円也

静岡県精神保健福祉協会細則第6条(1)アに基づき(1ヵ年 1,000 円の会費により)上記のとおり請求いたします。

令和2年4月8日

佐野 愛子 様

〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20  
静岡県静岡総合庁舎別館 4階  
静岡県精神保健福祉協会  
会長 石田 多嘉子



【振込先】 しずおか信用金庫 おぐろしてん 小黒支店  
普通預金 0217377

【口座名義】 しずおかけんせいしんほけんふくしきょうかい 静岡県精神保健福祉協会

かいちょう いしだ たかこ  
会長 石田 多嘉子

# 静岡県精神保健福祉協会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、静岡県精神保健福祉協会という。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を静岡県精神保健福祉センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、静岡県における精神保健福祉事業の飛躍的發展を期し、保健福祉思想の普及を図り、併せて精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 精神保健福祉に関する資料及び情報の収集、交換に関すること。
- (3) 精神障害者の福祉推進を図るための諸活動に関すること。
- (4) 会員相互及び関係団体との連絡協調を図ること。
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 会 則

(会 員)

第5条 本会は、本会の目的と趣旨に賛同するものをもって会員とする。

2. 会員は、次の2種とする。

普 通 会 員

特 別 会 員

(入会及び退会)

第6条 本会に入会しようとするものは、別に定めるところにより、会長の承認を得なければならない。

2. 退会しようとするものは、その旨を届け出なければならない。

## 第3章 役員及び職員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 会 長     | 1 名 |
| (2) 副 会 長   | 2 名 |
| (3) 常 務 理 事 | 若干名 |
| (4) 理 事     | 若干名 |
| (5) 評 議 員   | 若干名 |
| (6) 監 事     | 2 名 |

(役員 の 選 出)

第 8 条 会長及び副会長は、理事の互選による。

2. 理事は、総会において選任する。
3. 常務理事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
4. 評議員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
5. 監事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(役員 の 任 期)

第 9 条 役員任期は 2 年とする。但し、再選を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(役員 の 職 務)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 常務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
5. 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項を審議する。
6. 監事は、会務の執行状況を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第 11 条 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
3. 名誉会長及び顧問は、会務について会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(幹 事 の 委 嘱)

第 12 条 本会に幹事若干名を置く。

2. 幹事は、会長が委嘱し、常務理事を補佐する。

(職 員)

第 13 条 本会に職員若干名をおくことができる。

2. 職員は、会長が任免する。

(会 議)

第 14 条 会議は、総会、常務理事会、理事会及び評議員会とする。

2. 会議は、会長が召集する。
3. 会議は、その会議を構成する会員又は役員過半数が出席しなければ開会することができない。
4. やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面または代理人をもって表決を行うことができる。
5. 会議の議事は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは、議長が決める。

(総 会)

第 15 条 総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。

2. 定期総会は、毎年 1 回定期に開催する。
3. 前項のほか、会員 2 分の 1 以上の請求があったとき及び会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て臨時総会を開催する。
4. 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。

5. 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画の承認に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 歳入、歳出予算及び決算の承認に関すること。
  - (4) その他会長が附議した事項

(常務理事会)

第16条 常務理事会は必要に応じ随時開催する。

2. 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 常務理事会には、次の事項を附議する。
  - (1) 理事会に附議する議案に関すること。
  - (2) 事業計画の決定に関すること。
  - (3) 歳入歳出予算及び決算の決定に関すること。
  - (4) その他重要な事項。
4. 常務理事会は運営委員会を設置することができる。
  - (1) 運営委員会は必要に応じ随時開催する。
  - (2) 運営委員会の議長は委員の中から会長が指名する。
  - (3) 運営委員は会員及び会員の属する機関の代表者から常務理事会の意見を聞き、会長が委嘱する。
  - (4) 運営委員の人数は若干名とする。
  - (5) 運営委員会は事業遂行にあたって、必要に応じて実行委員会を置くことができる。
  - (6) 運営委員会は事業計画案、予算案の策定、その他協会事業の運営を行う。
5. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、常務理事会に代えることができる。

(理事会)

第17条 理事会は、必要に応じ随時開催する。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 理事会には、次の事項を附議する。
  - (1) 総会附議する議案に関すること。
  - (2) 事業計画の決定に関すること。
  - (3) 歳入、歳出予算及び決算の決定に関すること。
  - (4) その他重要な事項
4. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(評議員会)

第18条 評議員会は、必要に応じ随時開催する。

2. 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 評議員会には、次の事項を附議する。
  - (1) 基本財産に関すること。
  - (2) 会務に関する重要な事項で、会長が必要と認めるもの。
4. 前条第4項の規定は、評議員会に準用する。

(監 査)

第 19 条 監事は、毎年少なくとも 1 回、この協会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

2. 会長は、毎年度の事業報告及び収支決算書を総会に提出しようとするときは、あらかじめ監事の審査をうけ、これに対する監事の意見をつけなければならない。

## 第 4 章 会 計

(事 業 年 度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(収 入)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計に関する規定)

第 22 条 会計に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が定める。

## 第 5 章 雑 則

(施 行 細 則)

第 23 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の決議を得て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和 37 年 2 月 28 日から施行する。

昭和 43 年 6 月 8 日 一部改正

昭和 52 年 5 月 31 日 一部改正

昭和 61 年 6 月 6 日 一部改正

平成 3 年 5 月 10 日 一部改正

平成 12 年 7 月 19 日 一部改正

平成 20 年 7 月 2 日 一部改正

平成 22 年 4 月 1 日 一部改正

平成 22 年 7 月 7 日 一部改正

平成 23 年 6 月 16 日 一部改正

# 静岡県精神保健福祉協会細則

第1条 この細則は、静岡県精神保健福祉協会会則第23条に基づき、会務を執行するために必要な事項を定める。

第2条 静岡県精神保健福祉協会（以下「協会」という。）の事務所には、次の書類、帳簿を備えつけ、常に整理しておかねばならない。

役員名簿、会員名簿、会計簿、会議録、行事实施記録、備品台帳

第3条 協会に入会を希望するものは、入会申込書に当該年度の会費をそえて、会長に提出しなければならない。

2. 会長は、前項の申込みを承認したときは、直ちに会員名簿へ登録しなければならない。

第4条 会員は、当会発行の機関紙、その他印刷物の無料配付を受けることができる。

第5条 会員の種類は、次により区分する。

(1) 協会の目的と趣旨に賛同し、入会を申し出たものは普通会员とする。

(2) 学識経験者であって、会長がとくに認めたものは特別会員とする。

第6条 会費は次のとおりとする。

(1) 普通会员の場合

ア. 個人は1カ年 1,000円とする。

イ. 病院・診療所・会社・工場・事業所・その他団体等の会費は、次のとおりとする。

|              |               |     |          |
|--------------|---------------|-----|----------|
| ① 精神科病院      | 許可病床数に応じ 1床当り | 1カ年 | 300円とする。 |
| ② 一般病院       |               | "   | 10,000円  |
| ③ 診療所        |               | "   | 15,000円  |
| ④ 会社・工場・事業所等 |               |     |          |
| 従業員          | 300人未満        | 1カ年 | 5口以上     |
|              | 300人以上500人未満  | "   | 10口以上    |
|              | 500人以上        | "   | 20口以上    |

但し、1口は1,000円単位とする。

⑤ 市町村

|                  |     |          |
|------------------|-----|----------|
| 当該市町村の人口2万人未満の場合 | 1カ年 | 16,000円  |
| 2万人以上5万人未満の場合    | "   | 22,000円  |
| 5万人以上10万人未満の場合   | "   | 30,000円  |
| 10万人以上15万人未満の場合  | "   | 40,000円  |
| 15万人以上20万人未満の場合  | "   | 45,000円  |
| 20万人以上25万人未満の場合  | "   | 50,000円  |
| 25万人以上30万人未満の場合  | "   | 55,000円  |
| 30万人以上35万人未満の場合  | "   | 60,000円  |
| 35万人以上40万人未満の場合  | "   | 65,000円  |
| 40万人以上45万人未満の場合  | "   | 70,000円  |
| 45万人以上50万人未満の場合  | "   | 75,000円  |
| 50万人以上55万人未満の場合  | "   | 80,000円  |
| 55万人以上60万人未満の場合  | "   | 90,000円  |
| 60万人以上65万人未満の場合  | "   | 100,000円 |
| 65万人以上70万人未満の場合  | "   | 110,000円 |
| 70万人以上80万人未満の場合  | "   | 120,000円 |
| 80万人以上90万人未満の場合  | "   | 130,000円 |
| 90万人以上100万人未満の場合 | "   | 140,000円 |
| 100万人以上の場合       | "   | 150,000円 |

整理番号 4-9

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7811 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

|      |   |     |             |
|------|---|-----|-------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |             |
| 内容   | 令和2年5月分 事務所賃借料及び送金手数料                                 |     |             |
| 年月日  | 令和2年4月24日~令和  | 年月日 | 金額 50,220 円 |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 目的                   |  |
| 使途                   |  |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 |  |

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

|  |          |       |
|--|----------|-------|
| お取扱日                                       | 店番       | お取引内容 |
| 02-04-24                                   | 23003    | 通帳送金  |
| 記号   | 番号       |       |
| *****                                      |          |       |
| 取扱番号                                       | お取引金額    |       |
| N120                                       | *100,000 |       |
|  | 残高       |       |
| 清水銀行<br>藤枝駅西支店<br>普通 2215815<br>カ) マルトシアオキ |          |       |
| 送金料金                                       | *440円    |       |
| 振込予定日                                      | 02-04-24 |       |
| サノ アイコ                                     |          |       |

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

|                      |           |        |               |
|----------------------|-----------|--------|---------------|
| 按分の理由                | 領収書金額(a)  | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動、後援会活動<br>で使用のため | 100,440 円 | 1/2    | 50,220 円      |
|                      |           | %      |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

|      |      |
|------|------|
| 整理番号 | 4-10 |
|------|------|

|    |       |    |       |   |       |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | 阿部 | 経理責任者 | 伴 | 経理担当者 |  |
|----|-------|----|-------|---|-------|--|

使途項目      サーチキー      支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

|       |  |     |         |
|-------|--|-----|---------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |         |
| 内 容   | 事務所電話通話料 (令和2年4月請求分)                                 |     |         |
| 年 月 日 | 令和2年4月28日~令和 年 月 日                                   | 金 額 | 3,091 円 |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 目的                   | _____ |
| 使 途                  | _____ |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | _____ |

《領収書貼付枠》  
通帳記載欄に“ガス”と表示している説明文書を添付する

| 年月日 | 取扱店     | お 預 り 金 額 | お 支 払 金 額 | 現在高(貸付高) |
|-----|---------|-----------|-----------|----------|
| 13  |         |           |           | 3        |
| 14  |         |           |           | .        |
| 15  |         |           |           | .        |
| 16  |         |           |           | .        |
| 17  |         |           |           | .        |
| 18  |         |           |           | .        |
| 19  |         |           |           | .        |
| 20  |         |           |           | .        |
| 21  |         |           |           | .        |
| 22  |         |           |           | .        |
| 23  |         |           |           | .        |
| 24  | 2-04-28 |           | ガス 6,182  | .        |

○現在高(貸付高)の金額に- (マイナス)がある場合は貸付高を表します。

|                      |          |        |               |
|----------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由                | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動と後援会活動<br>で使用のため | 6,182 円  | 1/2    | 3,091 円       |
|                      |          | %      |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



平成23年6月10日

〒426-0037  
藤枝市青木2-18-3

ふじのくに県議団藤枝  
佐野愛子事務所 様

## 光インターネット ご契約商品のご案内

拝啓 毎度格別の御引立てに賜り厚く御礼申し上げます。  
この度は弊社サービスを利用していただき誠にありがとうございます。

お客様の現在の御契約商品の明細は下記の通りでございます。  
尚、自動振替口座の御通帳の印字は「ガス」で御座いますが  
インターネット利用料金及び電話関係料金として自動振替させていただきます。

尚、ご不明な点が御座いましたら下記までご連絡をお願い致します。  
今後とも弊社を宜しくお願い致します。

敬具

単位(円)

| 御利用商品名             | 御利用料金 |              |
|--------------------|-------|--------------|
| ひかりインターネット         | 4,500 | 毎月請求(当月御利用分) |
| ひかり電話通話料(※1※3)     | -     | 毎月請求(前月御利用分) |
| ユニバーサルサービス料(※1 ※2) | 7     | 毎月請求(前月御利用分) |

※1 ひかり利用料・通話料・ユニバーサルサービス料は御利用月の翌月請求となります。

※2 ユニバーサルサービス制度はNTT東日本や西日本が加入電話などのユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する仕組みです。

詳しくは総務省ホームページをご覧ください。 [http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/universalservice/](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/)

※3 ひかり電話通話料は御利用分だけの請求となります。

株式会社 ビック東海  
沼津市寿町8番28号 メディアプラザ2階  
放送通信センター 管理課  
TEL 0120-696-942  
FAX 055-922-5694

整理番号 4-11

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー

780 - 004

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

|      |                |             |             |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 区分   | 前回給油(領収書貼付分) A | 今回(直近の)給油 B | 総走行距離 C=B-A |
| 年月日  | 年 月 日          | 年 月 日       |             |
| 走行距離 | k m            | k m         | k m         |

(経費項目別充当額)

| 経費項目 | 走行距離 (km) | 積算方法 ※             | 充当額 (円) |
|------|-----------|--------------------|---------|
| 事務費  | 460       | 18 円 × 460 km / km | 8,280   |

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

≪支払証明≫上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名佐野愛子 (印)

≪領収書貼付枠≫

|                           |          |        |               |
|---------------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由<br>全て政務活動にかかるものである。 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|                           | 8,280 円  | 100 %  | 8,280 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

(4A)

| 月 日 | 内 容            | 行 程       | 走行距離(km) |
|-----|----------------|-----------|----------|
| 2   | 市ノ瀬町内会意見交換会    | 自宅一市ノ瀬    | 7        |
| 3   | 会派総会、心愛意見交換会   | 自宅一青島、県庁  | 56       |
| 4   | 滝沢町内会意見交換会     | 自宅一滝沢     | 2        |
| 5   | 岡村市議市政報告会      | 自宅一高州     | 18       |
| 6   | 島田土木打合せ、FM県政報告 | 自宅一六合、島田  | 30       |
| 7   | 静清高校入学情収集      | 自宅一潮      | 20       |
| 8   | 事務整理           | 自宅一青木     | 17       |
| 10  | 市民要望聴取         | 自宅一事務所等   | 18       |
| 12  | 自治会要望視察        | 自宅一本郷町内   | 10       |
| 14  | 教職員代表者意見聴取     | 自宅一静岡     | 58       |
| 16  | 志太地区教職員意見交換    | 自宅一田沼等    | 20       |
| 19  | 本郷、大久保地区情報収集   | 自宅一大久保本郷等 | 37       |
| 20  | 議案説明           | 自宅一県庁     | 55       |
| 21  | FM県政報告収録等      | 自宅一島田等    | 28       |
| 23  | 学校訪問瀬戸谷、稲葉     | 自宅一堀之内    | 15       |
| 24  | 学校訪問 藤枝        | 自宅一藤枝等    | 20       |
| 27  | 学校訪問意見交換       | 自宅一茶町     | 21       |
| 29  | 剣道見学と情報収集      | 自宅一駅前、五十海 | 28       |
|     | 合 計            |           | 460      |

8,280

|      |      |
|------|------|
| 整理番号 | 4-12 |
|------|------|

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

|      |  |    |          |
|------|--|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |          |
| 内容   | 事務員雇用  |    |          |
| 年月日  | 令和2年4月30日~令和 年 月 日                                   | 金額 | 28,380 円 |

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 目的                   | 政務活動を補助する職員を雇用 |
| 使途                   | 4月分給与          |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 |                |

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年4月分

氏名

| 給与          | 通勤手当<br>日数8日<br>¥350/日 | 支給額合計       | 控除額 |           |           | 差引支給額       |
|-------------|------------------------|-------------|-----|-----------|-----------|-------------|
|             |                        |             | 所得税 | 雇用<br>保険料 | 控除額<br>合計 |             |
| 円<br>28,600 | 円<br>2,800             | 円<br>31,400 | 円   | 円         | 円<br>0    | 円<br>31,400 |

※ 給与:  $28,600 \text{円} \times \frac{23.5}{26} \text{h} = 25,850 \text{円}$   
 通勤手当:  $2,800 \text{円} \times \frac{23.5}{26} \text{h} = 2,530 \text{円}$

受領印  
 受領日 4月30日

|                             |          |                        |               |
|-----------------------------|----------|------------------------|---------------|
| 按分の理由<br>雇用実績表に基づき按分<br>する。 | 領収書金額(a) | 按分率(b)                 | 政務活動費支出額(a×b) |
|                             | 31,400 円 | (B)23.5h / (A)26h<br>% | 28,380 円      |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 4 月 分 | 氏 名 |  |
|-------|-----|--|

| 日  | 曜日  | 雇 用<br>時間数 | うち政務活動費<br>業務時間数 | 政 務 活 動 業 務 内 容    |
|----|-----|------------|------------------|--------------------|
| 1  | 水   |            |                  |                    |
| 2  | 木   |            |                  |                    |
| 3  | 金   | 4          | 3.5              | 月初打ち合わせ、スケジュール確認   |
| 4  | 土   |            |                  |                    |
| 5  | 日   |            |                  |                    |
| 6  | 月   |            |                  |                    |
| 7  | 火   | 4          | 3.5              | 当月案内状確認整理とスケジュール調整 |
| 8  | 水   |            |                  |                    |
| 9  | 木   |            |                  |                    |
| 10 | 金   | 4          | 3.5              | 県政資料発送準備           |
| 11 | 土   |            |                  |                    |
| 12 | 日   |            |                  |                    |
| 13 | 月   |            |                  |                    |
| 14 | 火   | 4          | 3.5              | 県政資料発送準備、発送作業      |
| 15 | 水   |            |                  |                    |
| 16 | 木   |            |                  |                    |
| 17 | 金   | 4          | 3.5              | 県政資料発送作業           |
| 18 | 土   |            |                  |                    |
| 19 | 日   |            |                  |                    |
| 20 | 月   |            |                  |                    |
| 21 | 火   | 2          | 2                | 当月案内文書ファイリング       |
| 22 | 水   |            |                  |                    |
| 23 | 木   |            |                  |                    |
| 24 | 金   | 2          | 2                | 県政資料整理ファイリング       |
| 25 | 土   |            |                  |                    |
| 26 | 日   |            |                  |                    |
| 27 | 月   |            |                  |                    |
| 28 | 火   | 2          | 2                | 次月スケジュール確認         |
| 29 | 水   |            |                  |                    |
| 30 | 木   |            |                  |                    |
| 計  | (A) | 26         | (B)              | 23.5               |

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 4 月 30 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当を算出する。

①(B){ 23 時間 30 分}×単価{ 1,100 円}= 25,850 円

②総支給額{ 円}×(B) /(A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 4-13

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

|      |   |    |          |
|------|---|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |          |
| 内容   | 事務員雇用   |    |          |
| 年月日  | 令和2年4月30日~令和 年 月 日                                    | 金額 | 29,700 円 |

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 目的                   | 政務活動を補助する職員を雇用 |
| 使途                   | 4月分給与          |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 |                |

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年4月分

氏名 [Redacted]

| 給与          | 通勤手当 | 支給額合計       | 控除額 |       |        | 差引支給額       |
|-------------|------|-------------|-----|-------|--------|-------------|
|             |      |             | 所得税 | 雇用保険料 | 控除額合計  |             |
| 円<br>29,700 | 円    | 円<br>29,700 | 円   | 円     | 円<br>0 | 円<br>29,700 |

受領印 [Redacted]  
受領日 4月30日

|                     |          |        |               |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由               | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかる<br>ものである | 29,700 円 | /      | 29,700 円      |
|                     |          | 100%   |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

|       |     |            |
|-------|-----|------------|
| 4 月 分 | 氏 名 | [REDACTED] |
|-------|-----|------------|

| 日  | 曜日  | 雇 用<br>時間数 | うち政務活動費<br>業務時間数 | 政 務 活 動 業 務 内 容        |
|----|-----|------------|------------------|------------------------|
| 1  | 水   | 4          | 4                | 月初打ち合わせ、当月情報収集(情報誌、新聞) |
| 2  | 木   | 4          | 4                | 当月情報収集(情報誌、新聞)         |
| 3  | 金   | 4          | 4                | 当月情報整理、スケジュール調整        |
| 4  | 土   |            |                  |                        |
| 5  | 日   |            |                  |                        |
| 6  | 月   | 3          | 3                | 当月資料整理ファイリング           |
| 7  | 火   |            |                  |                        |
| 8  | 水   | 3          | 3                | 県政資料発送準備               |
| 9  | 木   |            |                  |                        |
| 10 | 金   | 3          | 3                | 県政資料発送準備               |
| 11 | 土   |            |                  |                        |
| 12 | 日   |            |                  |                        |
| 13 | 月   |            |                  |                        |
| 14 | 火   |            |                  |                        |
| 15 | 水   | 3          | 3                | 県政資料発送作業               |
| 16 | 木   |            |                  |                        |
| 17 | 金   |            |                  |                        |
| 18 | 土   |            |                  |                        |
| 19 | 日   |            |                  |                        |
| 20 | 月   | 2          | 2                | 県政資料発送作業               |
| 21 | 火   |            |                  |                        |
| 22 | 水   |            |                  |                        |
| 23 | 木   | 3          | 3                | 各種案内状整理、スケジュール確認       |
| 24 | 金   |            |                  |                        |
| 25 | 土   |            |                  |                        |
| 26 | 日   |            |                  |                        |
| 27 | 月   | 2          | 2                | 県政資料発送作業               |
| 28 | 火   |            |                  |                        |
| 29 | 水   |            |                  |                        |
| 30 | 木   | 2          | 2                | 次月スケジュール確認             |
| 計  | (A) | 33         | (B)              | 33                     |

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 4 月 30 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B){ 33 時間 00 分}×単価{ 900 円}= 29,700 円

②総支給額{ 円}×(B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 4-14

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

|      |   |    |          |
|------|---|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |          |
| 内容   | 事務員雇用   |    |          |
| 年月日  | 令和2年4月30日～令和 年 月 日                                    | 金額 | 40,150 円 |

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 目的                   | 政務活動を補助する職員を雇用 |
| 使途                   | 4月分給与          |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 |                |

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年4月分

氏名

| 給与     | 通勤手当<br>日数11日<br>¥350/日 | 支給額合計  | 控除額 |           |           | 差引支給額  |
|--------|-------------------------|--------|-----|-----------|-----------|--------|
|        |                         |        | 所得税 | 雇用<br>保険料 | 控除額<br>合計 |        |
| 円      | (注) 円                   | 円      | 円   | 円         | 円         | 円      |
| 36,300 | 3,850                   | 40,150 |     |           | 0         | 40,150 |

(注) 4/22, 27 は、在宅7-7のため  
通勤手当は発生していない。

受領印  
受領日 4月30日

|                     |          |        |               |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由               | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかる<br>ものである | 40,150 円 | /      | 40,150 円      |
|                     |          | 100%   |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 4 月 分 | 氏 名 |  |
|-------|-----|--|

| 日  | 曜日  | 雇 用<br>時間数 | うち政務活動費<br>業務時間数 | 政 務 活 動 業 務 内 容 |
|----|-----|------------|------------------|-----------------|
| 1  | 水   | 1          | 1                | 資料整理            |
| 2  | 木   | 3          | 3                | 月初めスケジュール確認     |
| 3  | 金   |            |                  |                 |
| 4  | 土   |            |                  |                 |
| 5  | 日   |            |                  |                 |
| 6  | 月   | 3          | 3                | 案内文書確認          |
| 7  | 火   |            |                  |                 |
| 8  | 水   | 3          | 3                | 書類整理、ファイリング     |
| 9  | 木   | 3.5        | 3.5              | 資料ファイリング        |
| 10 | 金   |            |                  |                 |
| 11 | 土   |            |                  |                 |
| 12 | 日   |            |                  |                 |
| 13 | 月   | 3          | 3                | 案内文書整理、ファイリング   |
| 14 | 火   |            |                  |                 |
| 15 | 水   | 3.5        | 3.5              | 県政資料発送準備        |
| 16 | 木   | 3          | 3                | 県政資料発送準備        |
| 17 | 金   |            |                  |                 |
| 18 | 土   |            |                  |                 |
| 19 | 日   |            |                  |                 |
| 20 | 月   | 2          | 2                | 旧資料整理           |
| 21 | 火   |            |                  |                 |
| 22 | 水   | 2          | 2                | 自宅ワーク 情報収集      |
| 23 | 木   | 2          | 2                | 旧資料整理           |
| 24 | 金   |            |                  |                 |
| 25 | 土   |            |                  |                 |
| 26 | 日   |            |                  |                 |
| 27 | 月   | 2          | 2                | 自宅ワーク 情報収集      |
| 28 | 火   |            |                  |                 |
| 29 | 水   |            |                  |                 |
| 30 | 木   | 2          | 2                | 次月予定確認          |
|    |     |            |                  |                 |
| 計  | (A) | 33         | (B)              | 33              |

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 4 月 30 日  
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当を算出する。

①(B){ 33 時間 00 分}×単価{ 1,100 円}= 36,300 円

②総支給額{ 円}×(B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 4-15

|    |       |      |       |     |       |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | (阿部) | 経理責任者 | (伴) | 経理担当者 |  |
|----|-------|------|-------|-----|-------|--|

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

|      |   |          |            |
|------|---|----------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |          |            |
| 内容   | 静岡・朝日新聞購読料  |          |            |
| 年月日  | 令和2年 4月30日～   | 令和 年 月 日 | 金額 7,337 円 |

|                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| 目的                   | 各方面における情報収集                     |
| 使途                   | 4月静岡・朝日新聞購読料                    |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | 政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する |

《領収書貼付枠》

領収日 2020年4月30日

2020年4月分 領収証 発証No. [REDACTED] 202004-1(J)

**佐野 愛子 様**

| 銘柄    | 部数 | 金額     |
|-------|----|--------|
| 静岡新聞※ | 1  | 3,300* |
| 朝日新聞※ | 1  | 4,037* |

本郷286

合計金額

**¥7,337\***

(8%対象 7,337円)

(消費税込み)

(口座振替分)

※は軽減税率対象 約銭：10000:2663:5000: 1000:

新聞代金のお支払に便利な口座引落・クレジット・PayPayのご利用を。

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました  
年 月 日 領収

担当: [REDACTED]

有限会社 新聞販売 [REDACTED]  
静岡県藤枝市宮原534番地 [REDACTED]  
639-0126・0903

|                     |          |        |               |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由               | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかる<br>ものである | 7,337 円  | /      | 7,337 円       |
|                     |          | 100 %  |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。